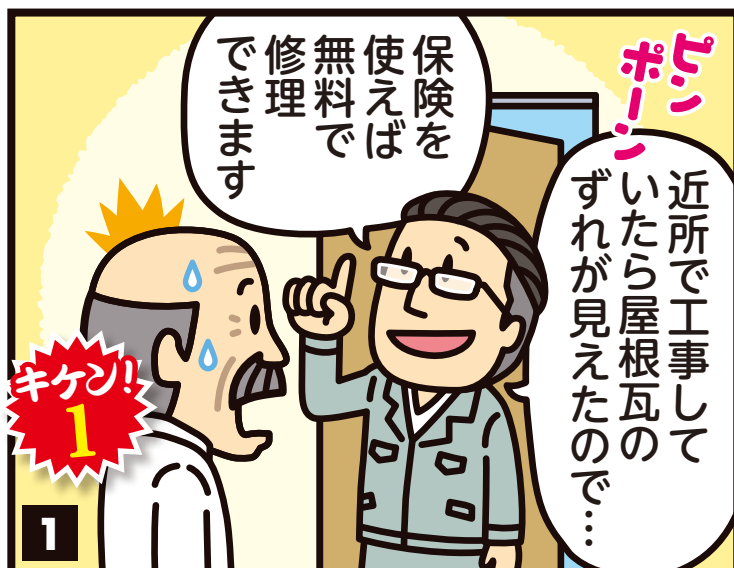
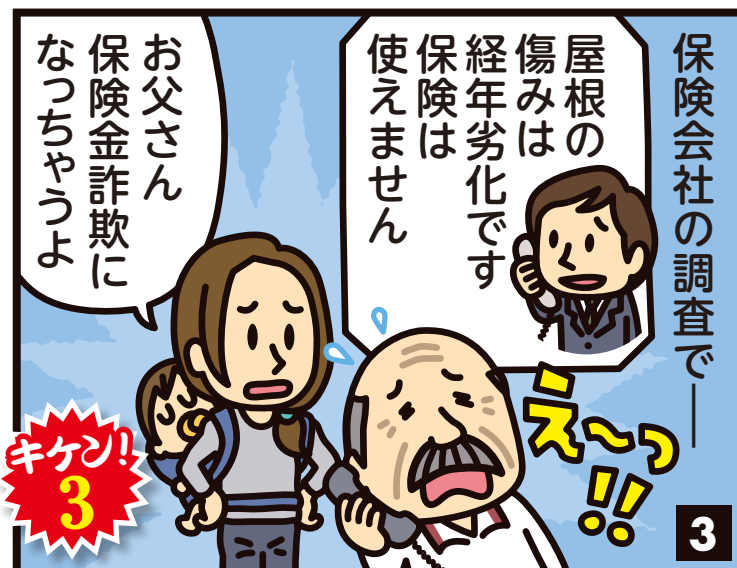




「保険金を使える」という 住宅修理トラブルにご注意!



注意

- 1 「無料」という言葉に注意! 不要な勧誘は断る
- 2 業者の説明をうのみにしない
- 3 うその理由による保険金請求は詐欺罪に問われることも



埼玉県マスコット「さいたまっち」

消費者ホットライン

最寄りの相談窓口につながります!

TEL 188

おかしいな? 不安だな? と思ったら

すぐに相談!!

今月の標語

気をつけて!
屋根より危険な
その契約

契約、悪質商法、製品・食品やサービスによる事故等のご相談は(市外局番なし)188番にお電話ください。